

宣統年間の預算編成と各省の財政負担

佐藤 淳平

試辦宣統三年預算案の財政配分における特徴は、東三省に対する傾斜配分である。これは東三省が税収額に比して解協款の負担額が極めて低かったことと省の財政支出に占める軍政費や公債費の割合が低く、行政経費の割合が高かったことから立証できる。清朝が東三省に対して傾斜配分を行った理由は、北京に近く日本やロシアに対する防衛上きわめて重要であったことと清朝発祥の地であることが関係していると考えられ、東三省重視の姿勢は、籌備立憲に伴う諸政策を東北地方から優先的に施行していくという政策方針からもうかがうことができる。

一方で、江西省・安徽省は、税収に比して解協款の負担額が極めて高かった地域である。また江寧・四川・広東・湖北等は、税収に対する解協款の負担額は必ずしも多かったとは言えないが、これらの地域には多くの軍隊が配置されており、多額の軍政費が必要とされたため、特に負担が軽かったということはいえない。以上のように、試辦宣統三年預算案にはあまり累進性は見られず、富の再分配の役割は小さかったと考えられる。

このような財政配分に対して、傾斜配分の恩恵を受けられず負担の多かった省の巡撫は少なからず不満を持っていたと考えられる。本論では江西・安徽・広西の事例を取り上げたが、なかでも江西巡撫馮汝駉と内閣とのやりとりは、累進的な配分を求める馮と傾斜配分をしようとする親貴内閣の考え方の違いが浮き彫りとなっている。また、これらの事例では、巡撫が他省との比較から不公平感を訴えており、外省の巡撫は他省の解協款の額についてもある程度知りえたといえる。

当時は度支部の解協款の指示が外省により100%実行されたわけではないため、単純に試辦宣統三年預算案の執行が江西・安徽をはじめとする長江流域の諸省を苦しめたと断言することはできないが、政策に対する不満から督撫の間で親貴内閣に対する不信感が醸成されたとしても不思議ではないであろう。